

議員提出議案第六号

文京区議会個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和七年三月五日

提出者 文京区議会議員

のぐちけんたろう 

吉村 美紀 

松平雄一郎 

官野ゆみ 

ほかり吉紀 

依田 翼 

高山かずひる 

石沢のりゆき 

千田恵美子 

浅川のぼる 

豪 

山田ひろ 

宮本 伸 

田中 香澄 

沢田けい 

海津敦 

宮崎こう 

たかはまなお 

小林れい 

金子てるよ 

市村やすと 

田中とし 

名取 顕 

白石英 

松丸 昌 

岡崎義 

上田ゆき 

品田ひで 

浅田保雄 

高山 泰 

山本 一 

板倉美千代 

関川けさ 

文京区議会議長 殿



文京区議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

文京区議会個人情報保護に関する条例（令和五年三月文京区条例第十二号）の一部を次のように改正する。
第五十七条から第五十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（説 明）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。